

令和2年度日本行政書士会連合会著作権相談員養成研修効果測定問題  
(解答及び解説)

01 産業財産権と著作権（基礎的理解）

1. 知的財産権のうち、産業財産権は、権利を取得するために申請、登録などの手続が必要だが、著作権についても産業財産権と同様の権利を取得するための手続を行う。

[解答] ×

[解説] 知的財産権は、著作権（作者の権利、著作隣接権）、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、その他（地理的表示（GI）、回路配置利用権、育成者権、営業秘密等）から構成されます（知的財産基本法第2条第2項）。著作権については、産業財産権と異なり、著作物が創られた時点で自動的に付与され、手続を必要としません。（無方式主義 著作権法（以下「法」という）第17条第2項。『著作権テキスト』令和2年度版，文化庁著作権課（以下「テキスト」という。） p. 1.）

02 著作物（アイデアの著作物性）

2. 独創的なアイデアであっても、そのアイデア自体は著作権法による保護の対象にならないが、アイデアに基づいてそれを具体的に表現したものは著作権法による保護の対象となる。

[解答] ○

[解説] 「アイデア」など表現されていないものは著作物から除かれますが、アイデアを解説した「文章」は表現されているため著作物になり得ます。（法第2条1項1号。テキストp. 7。加戸守行『著作権法逐条講義』六訂新版，著作権情報センター，2013，（以下「加戸逐条」という。） p. 23～24.）

03 著作物（権利の目的とならない著作物）

3. 憲法その他の法令、国、地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達等、裁判所の判決、決定、命令及び審判等、国、地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成する法令集、判例集等も、権利の目的となる著作物である。

[解答] ×

[解説] 法令・通達などその性質上国民に広く開放して利用されるべき著作物は、著作権法による保護の対象外となっています。（法第13条。テ

キストp. 8。加戸逐条p. 137～141。)

04 著作物（著作物と実演の定義）

4. 著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。一方、実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずることをいう。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいい（法第2条第1項第1号）、実演とは、著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずることをいいます。（法第2条第1項第3号）

05 共同著作物

5. 著作物が共同著作物である場合は、その権利を行使する場合は全員一致による意思決定が原則として必要となる。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分を分離して個別に利用できないものを「共同著作物」と呼びます。共同著作物の場合は、原則として、全員が共同で（全員一致の意思により）その権利を行使することとされています（法第2条第1項第12号，第51条第2項，第64条第1項，第65条第2項。テキスト p. 10。）。

06 二次的著作物

6. 二次的著作物の著作者には、新たな創作部分について著作権と著作者人格権が発生する。ただし、二次的著作物の創作を行うためには原作の著作者の許諾が、また、創作された二次的著作物の利用を行うためには、原作の著作者の許諾のほか、二次的著作物の著作者の許諾を得る必要がある。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。ある外国の小説を日本語に翻訳した場合のように、一つの著作物を「原作」とし、新たな創作性を加えてつくられたものは、原作となった著作物とは別の著作物として保護され、このような著作物を「二次的著作物」と呼んでいます。二次的著作物を「創る」場

合には、原作の著作者の許諾が必要であり、第三者が二次的著作物を「利用」する（複写や送信などをする）場合には、原作者の許諾とともに、二次的著作物の著作者の許諾も必要です。（法第2条第1項第11号，第11条，第17条，第27条，第28条。テキストp. 18。加戸逐条p. 212-219。）

07 著作者（職務著作）

7. 法人著作（職務著作）が成立する場合、著作権は原始的に法人に帰属するが、当該著作物の著作者人格権は、自然人である創作者に帰属する。

[解答] ×

[解説] 法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等となります。また著作者は、著作者人格権及び著作権を享有します。（法第15条，17条。テキストp. 11。加戸逐条p. 145～149。）

08 著作隣接権（主体・人格権）

8. 著作隣接権の主体は、「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」「有線放送事業者」であるが、人格権についても「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」「有線放送事業者」に付与されている。

[解答] ×

[解説] 著作隣接権の主体は、「実演家」「レコード製作者」「放送事業者」「有線放送事業者」ですが、人格権については実演家のみ実演家人格権が付与されています。（法第89条1項，90条の2，90条の3。テキストp. 27以下。）

09 著作者人格権（同一性保持権）

9. 楽曲の作曲者は著作者として同一性保持権を有するが、演奏が下手な場合、作曲家の意に反することになるので、演奏者は作曲家の同一性保持権を侵害することになる。

[解答] ×

[解説] 著作者は自分の著作物の内容や題号を自分の意に反して無断で「改変」（変更・切除等）されない権利（同一性保持権）を保持しています（法第20条第1項）。ただし、著作物の性質やその利用の目的・態様に照らしてやむを得ないと認められる場合は除かれています（法第20条第2項）。演奏技術が未熟な場合もこれに当たります。

(テキストp. 13。)

10 著作財産権 (貸与権・頒布権)

10. 公衆に提示することを目的とせずに譲渡される映画の著作物の複製物 (市販のビデオ・ソフトやゲーム・ソフト) については、いったん適法に譲渡されると、頒布権のうち「譲渡」についてはその権利が消滅するが、「貸与」については消滅しない。

[解答] ○

[解説] 「映画の著作物」 (映画の効果に類似する視覚的又視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物を含むもの) に限り、譲渡と貸与の両方を対象とする頒布権が付与されています。公衆に提示することを目的としない映画の著作物の複製 (DVDなど) 譲渡する場合、いったん適法に譲渡された後には、公衆に再譲渡することについては頒布権も消滅するという判断が判例上示されています。(法第2条3項, 26条。最判平14・4・25【中古ゲームソフト差止請求事件】。テキストp. 17。)

11 柔軟な権利制限

11. 大量の論文データを収集して、提出された論文と照合して盗用がないかチェックし、盗用箇所の原典の一部を表示するといった情報解析サービスの提供が論文の権利者から許諾を得ることなく行うことができる。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。平成30年5月25日改正著作権法において、デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備として、著作物の市場に悪影響を及ぼさないビッグデータを活用したサービス等のための著作物の利用について、許諾なく行うことができるようになりました。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りではありません。(法第30条の4。テキストp. 85。)

12 例外的な無断利用 (引用・出所の明示)

12. 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合における引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものであれば、当該著作物の出所を明示する必要はない。

[解答] ×

[解説] 公表された著作物の引用において、この引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければなりません (法第32条1項)。この規定により著作物を複製する場合には、当該著作物の出所を、その複製ま

たは利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければなりません（法48条1項1号）。（法第32条1項，48条1項1号，テキストp. 82, p. 89。）

13 例外的な無断使用（学校その他の教育機関における複製等）

13. 著作権法改正により、教師が他人の著作物を用いて作成した予習、復習用の教材を児童生徒等にメール送信することやオンデマンド授業、スタジオ型リアルタイム配信授業のために教材をインターネット送信すること等について、無条件に権利者の許諾を得ることなく行えるようになった。

〔解答〕 ×

〔解説〕 教育の情報化等を推進するために平成30年（2020年）に著作権法第35条が改正されました。ICTを活用した教育が推進されることとなりますが、権利者との利益調整として文化庁長官が指定する単一の団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）への補償金の支払を条件として、遠隔合同授業以外の公衆送信全般を権利者の許諾なく行えるようになりました。（法第35条。テキストp. 68以下。）

14 例外的な無断利用（立法・司法・行政）

14. 裁判手続や行政手続のために必要とされる資料については、許諾を得ずに複製して利用することができる。

〔解答〕 ○

〔解説〕 裁判手続のために必要な場合や、立法、行政の目的のための内部資料として必要な場合、さらに特許審査、薬事に関する事項などの行政手続のための複製について、国家目的実現の見地から、一定の条件の下に著作権者の経済的利益と衝突しない限度において、認められています。（法第42条。テキストp. 79。加戸逐条p. 320～325。）

15 例外的な無断利用（行政の広報資料）

15. 国が一般に周知させることを目的にその著作の名義で公表する調査統計資料に「禁無断転載」との表示がある場合であっても、引用が公正な慣行に合致し、かつ、その目的上正当な範囲内で行われるものであれば、引用して利用することができる。

〔解答〕 ○

〔解説〕 「禁無断転載」との表示があつたとしても、引用の条件を満たしているのであれば、引用して利用することができます。説明の材料として転載する場合は、転載を禁止する旨の表示がないことが条件になっ

ていますが、引用についてはそのような条件はありません。ただし、「出所の明示」が必要です（法第32条，第48条第1項第1号。テキスト p. 82, p. 89。）

16 例外的な無断利用（上演、演奏等）

16. すべての収益を寄付する非営利目的の演奏会であっても、聴衆から料金を受ける場合であれば、著作権者の許諾が必要である。

[解答] ○

[解説] 非営利・無料・無報酬の場合は、著作権者の許諾なしに公表された著作物を公に演奏することができることとされていますが、たとえすべての収益を寄附する場合であっても、聴衆から料金を受け取る場合は、著作権者の許諾が必要となります。（法第38条。テキストp. 80。）

17 例外的な無断利用（ダウンロード）

17. 個人で楽しむためにインターネット上の画像ファイルをダウンロードしたり、テキストをコピー&ペーストしたりする行為は2020年現在、刑事罰の対象になっている。

[解答] ×

[解説] 2020年現在、私的利用に留まる限りは違法ではなく、刑事罰の対象とはなりません。違法ダウンロードでいう「ダウンロード」は、デジタル方式での「録音や録画」であり、音楽や映画が想定されています。画像ファイルのダウンロードやテキストのコピー&ペーストは「録音又は録画」に該当しません（法第30条1項3号、テキスト p. 63。）。

なお、「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が第201回通常国会において2020年6月5日に成立し、同年6月12日に令和2年法律第48号として公布されました。本法律による改正事項のうち、①リーチサイト対策及び写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大など著作物利用の円滑化を図るための措置については2020年10月1日から、②侵害コンテンツのダウンロード違法化及びアクセスコントロールに関する保護の強化など著作権の適切な保護を図るための措置については2021年1月1日から、③プログラム登録に関する新たな証明制度の創設については、公布から1年以内において政令で定める日から施行されることとなっています。（文化庁サイト「令和2年通常国会 著作権法改正について」参照，テキスト p. 65。）。2021年1月1日から違法ダウンロードとされる対象が音楽や映画から著作物全般（写真、漫画、書籍、コンピュータプログラムなど）に拡大されます。

18 著作権の譲渡

18. 広告（ポスター、ウェブサイト、CMなど）の制作を外注した。制作費を支払っている以上、納品物の所有権とともに著作権も「発注者」であるクライアントが取得する。

[解答] ×

[解説] 著作権法や契約で別段の定めがある場合を除き、著作権は著作物を創作した者に帰属します。発注者に著作権を帰属させることを明確にするためには、発注の時点で「受注者はすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を発注者に譲渡する」旨の契約書による明示が必要です（法第61条2項）。ただし、CM動画広告については、クライアントに著作権が帰属するとした近時の判例に留意が必要です（知財高裁平24・10・25【ケースデンキCM原版事件】）。なお、著作権のすべてを譲渡した場合でも、著作者人格権はその著作物を創作した受注者に残りますので、たとえば「著作者人格権の行使はしない」などの契約（不行使特約）を検討する必要があります。（法第27条，28条，29条1項，61条2項。テキストp. 10，p. 57。）

19 著作者人格権（保護期間の満了）

19. 著作権の保護期間が満了したイラストの著作物であれば、キャラクターグッズなどとして許諾なしに無条件に内容を改変して商用利用することは、著作権法上、常に認められる。

[解答] ×

[解説] 保護期間が満了した著作物は、社会全体の共有財産として、著作権法上、自由に利用できるようになります。ただし、著作者の死後であっても、原則として著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされていますので、注意が必要です。（法第51条，60条。テキストp. 21。）

20 保護期間（継続的刊行物等の公表の時）

20. 一部分ずつを逐次公表して完成する著作物の保護期間は、最終部分が公表された時から70年であるが、継続すべき部分が直近の公表の時から3年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうちの最終の部分が公表された時から70年となる。この場合の保護期間は、著作物が公表された日の属する年の翌年から起算する。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。（法第51条（保護期間の原則），第56条（継続的刊行物等の公表の時），第57条（保護期間の計算方法），テキスト

p. 21以下。)

21 保護期間（著作隣接権「放送」）

21. 著作隣接権のうち「放送」の保護期間は、その放送を行った時から始まり、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して70年を経過した時までである。

[解答] ×

[解説] 著作隣接権のうち「放送」の保護期間の始期は、その放送を行った時（法101条1項3号）で、終期は、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時（法101条2項3号）です。（法101条1項3号，法101条2項3号。テキストp. 6, p. 41。）

22 著作権紛争解決あつせん制度

22. 著作権等に関する紛争が生じた際、第三者が関与して解決する制度としては、訴訟、民事調停法に基づく調停制度があるが、著作権法においては、著作権紛争解決あつせん制度が設けられている。これは、著作権法に規定する権利に関し紛争が生じたときは、当事者は、文化庁長官に対し、あつせんの申請をすることができるという制度である。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。（法第105条～111条。テキストp. 95。）

23 著作権者不明等裁定制度（概要）

23. 著作権者が不明、著作権者の相続人が不明等の場合で、相当な努力を払っても権利者と連絡することができないことを疎明することができるときには、当該著作物を利用しようとする者（国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人を除く。）は、権利者の許諾を得る代わりに、文部科学大臣に裁定申請し、通常の使用料額に相当する補償金を事前供託し、裁定に係る利用方法により、その著作物を利用することができる。

[解答] ×

[解説] 裁定は文化庁長官が行います。著作権者不明等の場合の文化庁長官裁定制度により裁定申請する場合には、あらかじめ、権利者と連絡することができないことを疎明する資料などをととのえておく必要があります。なお、平成30年5月25日官報（号外第111号）「法律第三十号著作権法の一部を改正する法律」により、著作権者不明等の場合の裁定制度を国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人が利用する場合には、平成31年1月1日から、補償金の供託は従前どおり事前に行うか、又は権利者が現れた後に補償金を支払うかを選ぶことができるようになりました。（法第67条，67条2項，67条の2，67条の2第2項，103条，著作権法施行令第7条の7。テキストp. 58以下。

『裁定の手引き』令和2年2月版，文化庁著作権課，2020，p. 28。以下「裁定の手引き」という。）

24 著作権者不明等裁定制度（相当の努力）

24. 著作権者不明等の場合の裁定申請に当たっての、権利者と連絡を取るための「相当の努力」の内容として、(1) 広く権利者情報を掲載する資料の閲覧、(2) 広く権利者情報を有している者への照会、(3) 公衆に対する情報の提供の呼びかけ、がある。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。(1)及び(2)については、文化庁ホームページで公開している、過去に裁定を受けた著作物等の情報を掲載したデータベースを閲覧することで代替することもできます。(法第67条，67条の2，103条，著作権法施行令第7条の7。テキストp. 58。)

25 著作権者不明等裁定制度（裁定申請の対象となる著作物）

25. 著作権者不明等の場合の裁定申請の対象となるのは、権利者若しくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物、実演、レコード、放送、有線放送である。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。(法第67条第1項、第103条。裁定の手引きp. 1。)

26 登録制度（審査内容）

26. 文化庁に登録されている著作物は、公的に認められた価値あるものである。

[解答] ×

[解説] 著作権に関する登録の審査は、著作物の内容が高尚か低俗か、有益か無益かなどの審査を行うものではなく、登録の前提となる事実が行われているか否かを申請書等から形式的に審査するものであり、文化庁は登録されている著作物の内容には関知していません。(『登録の手引き』令和元年7月版，文化庁著作権課，2019，p. 4。(以下「登録の手引き」という。))

27 登録制度（第一発行（公表）年月日）

27. 著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、創作年月日の登録を受けることができる。

[解答] ×

[解説] 著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者が受けることのできるのは、第一発行（公表）年月日の登録です（法第76条）。創作年月日の登録とは、プログラムの著作物が創作された年月

日の登録の事です。この登録を受けることができる者は、「プログラムの著作物の著作者」だけです。（法第76条の2。テキストp.96以下。）

28 登録制度（第一発行（公表）年月日・プログラムの著作物）

28. 第一発行（公表）年月日は、未公表のプログラムの著作物も登録を受けることができる。

[解答] ×

[解説] 著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受けることができます。したがって、プログラムの著作物であっても、公表された著作物であることが必要です。（法第76条）

なお、未公表、未発行のプログラムの著作物については、創作年月日の登録制度が利用できます。（法第76条の2，テキストp.96。）

29 登録制度（登録を受けるための前提）

29. プログラムの著作物を除いては、著作物を創作しただけでは登録することはできない。登録を受けるためには、著作物を公表や譲渡等したという事実が必要である。

[解答] ○

[解説] 設問のとおりです。（著作権テキストp.96。）

30 登録制度（実名の登録）

30. 無名又は変名で公表された著作物の著作者は、現にその著作権を有していない場合は、その著作物についてその実名の登録を受けることができない。

[解答] ×

[解説] 著作者であれば、著作権者でなくても（著作権を第三者に譲渡していても）実名の登録を受けることができます。著作者が死亡すると、遺言がない限り登録はできません。（法第75条第1項，第2項。登録の手引きp.17.）